

《ご退職の先生からのメッセージ》

〈論文〉

西欧の移民政策とその狭間で過激化する若者たち

Immigration Policies in the Western Europe
and the Radicalised Youths under its Crevasses

小長井 賀與

KONAGAI, Kayo

Abstract

This paper has two objectives. First, it will provide an overview of Western Europe's immigration policy transition through a discussion of the public lecture on immigration held at Rikkyo University on 10 November 2018. During high economic growth (1970s to 1990s), Western Europe took multiculturalism. However, it renounced multiculturalism for integration after the recession in the early 2000s. This transition was based on pragmatic strategy motivated by market needs. Moreover, we see the ethnic minority differentiation process in multiculturalism and imparity for minorities in equal contribution request to the State. In addition, another viewpoint is stated that although Western Europe's immigration policies are sometimes exclusive, its human right philosophy is deeply rooted. The problem is that the middle party, which should maintain a liberal sense of conscience, is leaning right to target votes, inciting aversion for immigrants.

The second objective is to study recent terrorism in Western Europe. Western Europe's immigration policies were criticized as failures due to the homegrown terrorism. Consequently, the States are adopting a comprehensive measure to integrate immigrants with terrorism risk into Western society through social policies and security methods. Identifying effective ways to include them may provide the wisdom necessary to build multicultural symbiosis in the multiethnic societies.

Key words: Immigration policy, Multiculturalism, Social Integration, Radicalisation, Terrorism

Ⅰ. はじめに — 本稿の目的と視座

立教大学国際学術研究交流制度を活用して、2018年11月5日から17日まで、オランダ・ライデン大学社会史研究所（Institute for History, Leiden University）のDr. Marion Pluskotaをコミュニティ福祉学部に招聘し、研究交流の一環として2018年11月10日に公開研究会を開催した。同氏にはオランダを中心に西欧の移民政策の変遷や近年の難民危機への対応をテーマとして基調講演をしていただき、さらに、社会学者の宮島喬氏と政治学研究者の小山友氏に、指定討論者として基調講演で提示された観点やコンセプトにコメントしていただいた。

公開研究会では移民政策の変遷とその背景や要因が考察された。Dr. Pluskotaは歴史学者なので、講演では16世紀以降現代までの長い時間帯で考察がなされたが、指定討論者からのコメントも併せ、第二次世界大戦後に限って西欧の移民政策を概観する。これが本稿の第一の目的である。

本稿の第二の目的は、公開研究会の成果を踏まえ、筆者の視点から、西欧諸国におけるテロリズムについて、テロ発生の背景、要因および対策を概観することである。近年のテロは行為者が欧州内で育った移民家庭出身の若者であることが世界に衝撃を与え、移民政策の失敗に起因すると批判された。それを受けて、西欧諸国はテロ防止を安全保障面のみならず社会政策上の喫緊の課題でもあると捉え、包括的な対策を講じている。そこで、上記の公開研究会を通じて得た移民政策の枠組みに準拠し、多民族社会におけるテロ問題の本質と対策について考えていく。

Ⅱ. 第二次戦後の西欧の移民政策の変遷 — 公開研究会での議論から

1. Dr. Pluskotaによる基調講演の骨子

基調講演は、“Migration policies in the past: The Netherlands as a case-study”（移民政策の変遷：オランダの経験を中心に）と題して行われた。オランダ以外の西欧諸国の移民史については、第二次世界大戦以後のものに限って論じられたので、本稿では第二次世界大戦後に限って、講演の骨子を再現したい。翻訳は筆者による。

1) 導入：EUにおける難民危機

欧州では2015年から2016年にかけて、いわゆる「難民危機」を経験した。約230万人の移民がEU（European Union、欧州連合）域内に到着したが、この出来事を通して、EUの難民庇護制度の欠陥が白日の下に晒された。EUの難民庇護制度の根幹には2003年に制定されたダブリン規則がある。同規則は庇護申請者に対し責任を持つ国を「最初の到着国」と規定し、難民の「最初の到着国」は庇護申請者の登録と保護、EU域外との境界の維持に責任をもつこととした。

しかし、2015年から2016年にかけての難民危機を通して、「最初の到着国」に過重な負担が掛かることが改めてEUで認識され、2016年には、公平を実現するためのメカニズムとしてEU加盟国間で国の富と人口に基づいて責任を分担することが決められた。しかし、周知のとおり、そのようには運用されていない。

ここで、主要概念の定義を確認しておきたい。

庇護申請者とは、「母国で生命が危険にさらされているために、他国で公的に庇護を求めた者」であり、難民とは、「人種、宗教、国籍、政治集団あるいは特定の社会集団のメンバーであることを理由に、迫害を受けることについて十分な根拠のあるリスクを抱えた人々」である。庇護申請者のうち、保護の必要のある者は早急に庇護されなければならないが、一方、庇護を求める権利のない者は母国に迅速に送還されねばならないので、庇護申請に対する手続きは迅速に進められる必要がある。

2) 第二次世界大戦後のオランダ：旧植民地からの出稼ぎ労働者と移民

1945年のインドネシアの独立宣言時に、40万人の「難民・強制送還者」がインドネシアからオランダへ移住した。移住者にとっては、オランダ社会に適応するのは容易でなかった。特に、白人の送還者のように歓迎されなかった混血とモルッカ人(Molukkans)にとっては、困難なものであった。

当時、「難民・強制送還者」に対する政府の支援は住居、教育、食物クーポン券、そして行政機関へのアクセスに関するものであった。生粋のオランダ人の帰還者はさほど困窮していなかったが、スリナム人とアンティル人は困難な状況にあった。当時、スリナム人とその子孫 32.7万人がオランダに居住していた。その大半が都市に住んだ。彼らは自国がオランダの植民地であった頃にオランダの教育を受け、オランダ語を取得し、一部の人々はオランダ国籍を取得していた。それでも、彼らが経験した情緒的な衝撃は大きく、オランダ社会に適合するのに苦闘した。

さらに、1950年代から1970年代には、オランダは「短期滞在労働者」として南欧、北アフリカ、トルコからの移民を受け入れた。当時、オランダは、経済成長に見合う大量の労働者を必要とし、移出者より移入者がはるかに多かった。1951年と1957年の欧州条約により石炭と鉄鉱領域で働く労働者は域内なら他国へ自由に移動できたので、スペイン人、イタリア人、そしてギリシャ人が多く移入した。

しかし、労働力はまだ足りず、1963年にはさらに10万人の労働者が必要だった。オランダ政府は積極的に外国人労働者をリクルートし、企業は住居、往復の交通切符、多めの休暇を提供した。女性の移入が奨励され、欧州内からだけでなく、フィリピン人から看護師が移入した。ただし、これは個人ベースの移住であった。

しかし、1970年代には経済不況時に陥り、外国人労働者の募集は公的には中止された。

3) EU諸国での社会統合への疑問

1950年以降、オランダ政府は外国人労働者の滞在を一時的なものとして捉えていた。それでも、彼らが現にオランダで生活していることから、オランダ政府は彼らのオランダ語習得と自助組織の設立を支援した。ところが、オランダ政府の思惑に反し、彼らは帰国せず、定住するようになった。1960年には、3人のモロッコ人と22人のトルコ人がオランダに定住することを許可された。

現在では、約33万人のモロッコ人と35万人のトルコ人が定住するに至っている。

1970年代には外国人労働者の募集は中止されたが、1974年以降は既に定住している移民の家族に限って、移住が許可された。オランダ政府は、移民家族が「ネットワークを形成し、落ち着いて生活し、子供たちがオランダ語と母国語で教育を受けること」を支援した。モロッコ人とトルコ人は、スリナム人に続く最も大きなグループを形成した。外国人労働者の家族が定住するようになって、オランダ社会は、1990年代後期以降には「統合」の必要性について語るようになった。

しかし、移民を巡って、社会的緊張も高まっていった。2000年初頭以降、イスラム教徒の移民に照準を当てて移民に反対する極右政党が、隆盛となった。極右政党は、オランダ人でない人々にオランダ文化への理解と敬意が欠如していると主張し、極端な思想を持っていた。こうして、国会と社会が分断していった。

欧米社会全体としても、移民排斥主義者の言説が増大した。欧州と米国の移民排斥主義を掲げる政治家は、増え続ける移民と文化的・宗教的多様性は国家のアイデンティティへの脅威だと執拗に訴えた。

戦後から1990年代まで全くの周縁に居続けた極右政党は、2015年から2016年にかけての難民危機の間により多くの追従者を惹きつけ、自分達を国家主義者・ポピュリスト・反体制派、あるいはその全てであると称した。例えばフランス、ドイツ、オランダでは、国政レベルで強い存在感を示した。また、チェコ共和国、ポーランド、ハンガリーでは政府内に移民排斥主義者を有し、移民の割当てに関するEUの政策に反対しようとした。

さらに、移民に排斥的な公衆の意見と圧力を東欧内に留めず、メルケル首相にまで圧力を掛けて右傾化を謀った。そして、メルケル首相はブルカ禁止を要求するようになり、政策は明確に逆転し、最終的に年間の難民受入数の上限を20万人とすることに同意した。

また、オランダでは、扇動的な右翼の反政府組織のメンバーであったヘルト・ウィルダース(Geert Wilders)は与党を倒すことにも連立政権に入ることにも失敗したが、彼の反イスラム自由政党(PVV)は、政治的に高度に分断化した国会で2番目に大きい議席を占めている。一方、マルク・ルッテ(Mark Rutte)首相は、オランダの価値に反して行動する移民に対し、「移民は当地の規範に従って行動せよ、さもなくば出て行け」と言った。これは、社会の反移民ムードに反応して言ったのではないかと報じられた。

4) 西欧諸国の移民政策

西欧の主要国は、それぞれ次のような移民政策を採用してきた。

①フランス：統合と差別の狭間で

フランス労働市場の必要性と政府の人口増加奨励意欲に基づき、第二次世界大戦後に最初の移民関連の法制化がなされた。外国人労働者は、最初はベルギー、ドイツ、ポーランド、ロシア、

イタリー、スペインから、その後に旧植民地のアルジェリア、インドシナ、モロッコ、チュニジアから募られた。

1962年にアルジェリアは独立国となった。同年には、いわゆる「フランスに住むイスラム教徒」が約35万人いた。アルジェリア人の数はその後増え続け、1968年には47万人、1982年には80万人に上った。

石油危機に遭遇した1974年、フランス政府は他の欧州諸国に追随して、公的に労働移民プログラムを終結させた。1993年にはPasqua法によって外国人卒業生のフランス国内での雇用が禁じられ、家族の再統合待機期間が2年間へと延長された。また、外国人の配偶者が婚姻前にフランスに不法に滞在していた場合、その配偶者の滞在許可を認めないこととした。

1999年にはカレイ(Calais)のユーロトンネルの輸送駅の近くにサンガ(Sangatte)緊急センターが開設されると、すぐにフランスと英国間に政治的な緊張が生じ、二国間紛争の種となった。

2004年には教室でのベールの着用が禁じられ、さらに、2015年には公的空間でのブルカの着用も禁じられた。

②ドイツ：移民禁止政策から歓迎政策へ？

ドイツの人口8千万人のうち、15%以上が外国生まれである。ドイツは長らく移民国家であることを認めなかったが、自国に多数の移民が定住しているという実態を2000年代初頭に公的に認めて政策転換を行い、新来者(newcomers)の統合と技能を持つ移民労働者の募集を推進する国となった。

第二次世界大戦後に長年続いた外国人労働者に対する需要は、「出稼ぎ労働者プログラム」によって満たされてきた。1955年から1970年代初頭までの経済の好景気時には、イタリア、トルコ、スペイン、ギリシャからの非熟練労働者が移入した。特に、1970年には100万人が到着した。1980年代にはユーゴスラビア、ルーマニア、ブルガリアから移民を、人道主義上の理由で受け入れた。しかし、その後ドイツの再統一の財政的負担による景気後退のために、庇護申請者は劇的・継続的に減少し、1992年に40万人以上を数えた申請者は、2008年には3万人以下となった。

連邦政府は移民統合を重視し、施策を講じた。「新来者にドイツ語を教え、法的・文化的なオリエンテーションを行う」統合コースに予算を付け、全ての新来者にはこれらの講習を受ける権利を与えた。場合によっては、受講は移民の義務とされた。

また、付加的に法を修正し、技能を持つ労働者の入国を自由化した。欧州委員会は2009年にブルーカード制度を導入したが、2012年にはそれがドイツの国内法に取り込まれ、非EU圏からの技能労働者の移入が推奨された。

庇護申請者の「保護割当(protection quota)」とはある国に滞在させる、少なくとも一時的に滞在させる庇護申請者を関係国で分け合うことを意味する。2013年にはドイツで庇護申請をした者のほんの4分の1が滞在を許可されたに過ぎなかったが、2015年は2分の1が滞在を許可された。すなわち、2年間のうちに「保護割当」が倍増した。

ドイツのこれらの歴史上の人道的動きには、「温かい歓迎・市民的関与 (civic engagement)」と「反移民感情の高まり・容赦ないポピュリスト運動への支持・うわべだけのレトリック」など、種々の含意があった。実際のところ、メルケル首相の方針と行動は外部の理解よりも狭いものだった。庇護申請者に門戸を開くということからは程遠く、政府は、2015年8月から10月までの間ダブリン規則の規準をシリア人に対してだけ、それも暫定的に停止しただけであった。同時に、政府は2015年の9月には国境管理を導入し、オーストリアとバルカン半島のルートを開き止めた。つまり、ドイツの庇護方針は、誰でも無制限に歓迎すると解釈できるようなものでは決してなかった。それは単に、他の欧州諸国よりいくらかオープンなだけだった。

移民の統合に関する政策論争は、二つの相対する陣営の間で揺れ動いた。すなわち、一方は、「統合」とは受入社会側に現実への適応を要請する社会的な挑戦であるとし、他方は、それを移民個人が既存の文化パターンに全面的に適応すべき必要性であると主張した。両陣営の主張は「支援」と「要求」と呼ばれ、ともに自分達の主張を2016年7月可決の統合法の上に何とか反映させることができた。

「支援」とは、統合のための講習に参加することで、(シリア人、イラク人、イラン人、エリトリア人を含む) 庇護申請者が保護を受ける可能性が高まるとする立場である。一方、「要求」とは、庇護申請者が統合のための講習への参加を拒否すれば、公的扶助が打ち切られる可能性があるとする立場である。双方の立場は、法に反映されている。

連邦政府はまた、庇護申請者を対象として、公的セクター内に10万の低技能のちょっとした職を新しく創出した。この職を契機に、正式の雇用へ繋がることも可能である。場合によってはこの職に就くことが庇護申請者の義務とされ、この機会を拒否した人々は公的扶助を打ち切られた。

③英国：移民に敵対的な国

第二次世界大戦後、二つの対照的なトレンドが英国の移民の本質を変えた。

一つは欧州人に対するもので、欧州人は移動の自由を享受し英国の入国管理から免れた。一方で、他の多くの国、特にインドやジャマイカなど旧植民地の国民は、次第に英国への入国が難しくなっていった。1950年代と1960年代には、英連邦 (Commonwealth) 諸国からの移民労働者の流れが制限されるようになった。この柱の一つに束ねる三つの法律は、最終的には移民をゼロにすることを目的とした。うち、「1971年移民法」は、従前の移民に関する全ての法令を無効にした。この法令は現在も英国の移民法の根幹を構成するものである。

経済移民へも配慮しつつ、1997年には移民政策は移民に対する「選別的な開放性」へと方向転換した。

2001年9月11日のアメリカでの同時多発テロ以後の入国管理行政は、「不法移民と闘いつつ庇護申請者を減らすために努力する」というアプローチで実施されてきた。

英国は、2008年まで高成長、低失業率、求職よりも求人数がはるかに多いという好況を享受してきた。好況下で大量に移入する経済移民に対する公衆やメディアの不安に対応し、政府は、

2008年に「ポイント・システム (a Points-Based System, PBS)」を導入した。この制度は、現行の労働移民施策の改定強化版と整合するものである。この方針転換により、移民の公的扶助や労働市場へのアクセスを減らし、監視と監禁を増やし、そして、「散布 (dispersal)」と表現される、ロンドン外への移民の再配置を推進するようになった。同時に、帰化プロセスの「活性化」方策を取り、新しいシティズンシップテスト、言語テスト (長期居住者にも必須)、さらに、シティズンシップセレモニーを実施した。

今では、英国の伝統的に自由な宗教的折衷方針の上にも圧力がかかっている。

5) EUの移民政策：多文化主義から統合へ

移民の文化に寛容な多文化主義は、今日では大方間違ったコンセプトだったと捉えられている。そして、今や多文化主義が真に意味したところは、「最終的には母国へ帰還するのを促すために、移民は自分達の言語と文化を保持すべきだとする考え方」だと解釈されている。欧州の全ての国はこの捉え方を支持している。

EUは、過去に移民政策に関する次の三つのプログラムを策定してきた。

タンペレ プログラム (The Tampere Programme, 2000-2005年) は移民と庇護に関する共通の方針に関するもので、EU内での自由な移動、組織犯罪・不法入国防止のための警察と入国管理当局の協力、さらに、共同の欧州移民政策実現のための協働を内容とした。

ハーグ プログラム (The Hague Programme, 2005-2010年) は不法入国の防止と第三国との協力に関するもので、EU域外との境界に対して一本化された管理の進展、共通の庇護手続き、移民の「統合」の促進を内容とした。

ストックホルム プログラム (Stockholm programme, 2010-2014年) は境界の強化、市場のニーズに即応する共通の移民政策の推進、送出国の頭脳流出の最小化を内容とし、2012年までに欧州庇護制度を確立するとしたが、現在まで成功できていない。

6) オランダとEU：同じ、それとも違う？

オランダは何世紀も開かれた社会であったが、実は、誰が受け入れられて誰が受け入れられないかの判断は、経済発展と経済的機会によって大いに影響された。また、過去20年間、イスラム教徒のコミュニティをどのようなコンセプトで統合していくかについて、軋轢を経験してきた。

西欧諸国の移民政策には共通の趨勢があり、次のように統括できる。

第二次世界大戦後：1970年代初頭までの外国人労働者に対する需要

1970年代から1990年代の終焉まで：順調な多文化主義

1990年代：反移民の言説の拡大

2000年代：諸政府は移民の統合のため、多文化主義の放棄

2015年、2016年の難民危機後：各陣営の言説の一層分断化

2. 指定討論者のコメント（概要）

1) 小山友氏（政治学研究者、千葉大学人文公共学府博士後期課程在学）

EU諸国における多文化主義は、実は「移民出身者の出身本国への帰国を容易にするための前提としての言語・文化価値の保持の促進」であり、人道的でなく実利主義的（プラグマテック）な視点からとらえた本質的で鋭い考察だと感じた。

オランダは建国以来、歴史的な流れにおいて「寛容の国」と言える移民・難民の受け入れをしてきた。特に、1920年代～60年代後半まで存在した「柱状社会（verzuiling : pillar society）」の社会的枠組みは多文化主義の象徴と理解されてきた。しかし、その動向は経済状況に左右されるものであったことが示されていた。この動向は、「包摂」の中に潜む「排除」の存在を見出す手がかりとなる。

オランダでは、1970、80年代に変容しつつも多文化主義に基づく移民政策が推進されたが、90年代に多文化主義の転換が決定的となった。オランダではこれまで、都市部に集中する非熟練労働に従事する移民を、労働者階級として社会・経済的に包摂するだけでなく、多文化主義という多様なエスニシティを包摂する「人種問題の超越」という観点からも、政治的包摂に努めてきた。しかしながら、90年代の労働を通じた社会参加、すなわち市民による国家への社会・経済的な貢献というアクティベーション政策の積極的導入により、社会の共通基盤の有用性が説かれた。その結果、移民の統合に関しても移民を特別視せず、国家共同体の一員として労働による社会参加を促進するものと変化した。さらに多文化主義の解釈は、多様なエスニシティの包摂から、白人オランダ人とエスニック・マイノリティとの「差異」を強調するものと化し、「他者との境界線を明確化するもの」に変質した。

21世紀に入ると、移民に係る問題の急激な政治化、右派ポピュリスト政党の台頭、白人オランダからみて移民を「他者」とする認識の下で展開される右派ポピュリズム政党や保守政党を中心とする移民批判に対し、政治的正統性が担保される状況がオランダを支配していく。結局、オランダで何世紀にわたって展開された多文化主義とは他者に対する無関心さであり、オランダの社会・政治システムを用いて国家統治の手段化していたのではないかという解釈も可能である。「他者」との境界線の「侵犯」に対する脅威と、それに対する防衛、これが現在のオランダ政治の姿だと認識している。

2) 宮島喬氏（社会学者、お茶の水女子大学名誉教授）

オランダは1960年代にすでに外国人受入国になった。1986年以来、一定の条件を満たす外国人には地方参政権を認めている。移民を一時滞在者ではなく定住に向かう者として捉え直し、社会統合政策と多文化政策を推進すべきだとの立場を採った。オランダ社会の一つの特徴である「柱状化（vertuiling, pillarization）」とは諸勢力の並立と宗教の尊重をベースとする公-私の平等に帰結する構造である。これが多元主義を可能にした。

地方議会議員の例のように、第二世代の「マイノリティ」で表現、要求、社会参加の手段を得

て成功した者が出ている。一方で、失業や不安定雇用で挫折感を抱く二世代の者も少なくない。その現実に対し、1983年以来、多文化アプローチによるマイノリティの権利、地位の改善の施策が始められていた。移民子弟の言語的多様性への配慮が重視され、初等学校ではマイノリティの子供たちに一定時間の母語教育が保障され、宗教系の私立学校にも公費の補助を行なっている。ただし、後に、政府は、母語教育が移民子弟のオランダへの適応を妨げているという立場を採るようになり、また、1980年代後半に低成長期に入ると移民の高失業が生じ、「福祉依存移民」への批判が生じた。それを受けて、政府は移民たちが雇用に参入することが彼らの社会統合の前提条件と考えるようになり、80年代後半以降は移民の統合政策が「多文化主義」から「統合主義」へと切り替わる傾向がみられる。しかし、オランダは福祉国家であり、相対的には今も多文化に寛容な国である。

現在の欧州の移民政策に種々の問題を抱えるが、人権主義が通底していることは正当に評価すべきである。欧州人権条約を持ち、欧州人権条約が欧州の統治に一定の機能を果たしている。

世紀の転換期以降、西欧では、極右政党が移民を標的に票を伸ばしてきた。オランダもその例外ではない。しかし、例えばフランスでは極右政党の伸長が予想されはしたが、国会議員選での得票率は10数%であり、政権に接近できるほど強力な支持を得ていない。問題はむしろ、リベラルで良識を保持すべき中道政党が、得票を狙って右傾化路線を取っていることにある。西欧諸国が欧州の多様性の価値を維持し、欧州伝統の人権主義に基づいた移民政策を展開していくことを期待する。

III. EUの移民統合政策

前章で確認したように、西欧諸国は第二次世界大戦後の経済高度成長期に必要な労働力として大量の外国人労働者を受け入れたが、彼らの定住の結果、西欧諸国はおしなべて多民族国家となった。異文化背景を持つ者が増える中で、西欧諸国では如何に国家としての統一性を保つかが課題となり、また、国家財政が逼迫する中で彼らの生活と諸権利を保障する責務を抱えることになる。各国の移民政策はそれぞれの問題状況と置かれた条件によって変遷していくが、国家と異文化背景を持つ者と元々の自国民の三者間に様々な軋轢や衝突が生じてくる。まず、西欧における移民の実態と政策を概観する。

1. 移民の置かれた社会経済的状況

欧州委員会(European Commission, 以下「EC」とする。2013; 2017)やOECD(OECD, 2015)は、社会的包摂、雇用、教育、移民家庭出身の若者(15歳から34歳)の生活状況を指標として大規模な調査を行い、次のことを明らかにした。

移民や移民家庭出身者は概して社会経済的に不遇で、景気変動の影響を受け易い脆弱な立場に置かれている。また、移民の社会的流動性は低く、生活困窮や社会的不利益の世代間連鎖がある。一方で、若者では移住先で生活する期間が長くなるほど、学業成績や社会経済的状況が改善する。

ただし、移民の第二世代以降で、不平等や貧困を一層先鋭に耐え難く感じる可能性がある⁽¹⁾。

2. EUの移民に対する社会統合策

このような実態に対し、EUは1990年代から移民は社会的排除の対象になり易いと認識し、2000年のリスボン戦略に基づき、移民は少数者（マイノリティ）の一類型であると捉えて、貧困と社会的排除およびそのリスクから救う対策を講じてきた⁽²⁾。

以後30年弱が経過するが、グローバリゼーションの深化や2008年以降の構造的な経済不況などを背景に、移民の置かれた状況は改善していない。現在では移民を国籍によって分け、異なる対応をしている。すなわち、EU外の国籍を持つ移民の統合に特化した行動計画（EC, 2016a）を策定する一方で、既にEU内の国籍を取得している移民及び移民家庭出身者は一般の国籍所有者と同じ枠組みで支援している。

後者が本稿の主題に関連する。EUに国籍を持つ移民には「Europe 2020 strategy」（EC, 2010）が適用される。これは、2020年までに欧州経済の構造的な脆弱さを克服して、「スマートで持続的に包摂的な成長」を実現することを目指した計画である。うち社会経済的弱者関連の目標に、次のものがある。

- 1) 20歳から64歳までの雇用率を75%へ上げる。
- 2) 教育からの早期離脱率を10%以下に減らす。30歳から34歳までの者の少なくとも30%に、高等教育を修了させる。
- 3) 貧困やそのリスクのある者を、2010年に比べて少なくとも20%削減する。

このように野心的な構想であるが、2018年7月のEUの情報⁽³⁾によると、移民の雇用率や就労時間数は2008年前の水準には戻っていない。

3. 移民の社会統合関連の社会政策

就労と教育機会に焦点を当てたEUの基金に、社会基金（European Social fund）がある。人的資源の向上を目的とする⁽⁴⁾。具体的な用途は国ごとに異なる。

例えば、ベルギー（EU, 2012; 2015）では、若年求職者、長期失業者、移民、特にEU外からの移民を対象とした技能訓練や資格取得のための投資（Investment in Skill）、また、社会的包摂や子供の貧困対策のための施策（Combating Exclusion）に用いている。後者の一つに、子供を持つ親の就労支援や社会的弱者の社会統合に寄与する「社会的経済、Social Economy」を促進する事業がある。

また、教育領域では、2014年から2020年までのプログラムとして「Erasmus+」が実施され、若者の教育訓練や生涯教育が推進されている（EC, 2014）。これは、高等教育だけでなく学校からの早期離脱者への教育訓練やリカレント教育も対象としており、知識や技能を高めることで労働市場への参入を助けることを目指している。

上述の政策や施策の構想は壮大であるが、こと移民に関しては芳しい成果が上がっていないこ

とは、上述したECやOECDの調査結果のとおりである。英国の社会学者は、高邁な計画と実効性のなさとの落差を「紙のヨーロッパ」[ギデンズ邦訳 (2015) p7] と揶揄している。

4. 移民政策の方向性

従来、西欧の移民政策は多文化主義と統合主義の二つのモデルで捉えられてきた。

前者は移民を当人の意に反して同化させようとはせず、移民の宗教の自由、母国語の使用、固有の文化や宗教の維持を尊重し、多数派のキリスト教白人文化や価値理念と並存させる立場である。代表例が英国とオランダであるが、ベルギーもそれに近い。

後者は国の連帯と統合を重視し、移民にも国の中心的な文化・価値理念への帰依を求める立場であり、少なくとも公的な場面ではそれを要請し、政教分離の立場を採る。フランスが代表的である⁽⁵⁾。

しかし、モロッコ系の若者による2004年のアムステルダムでのゴッホ映画監督殺害事件、パキスタン系の若者による2005年ロンドンの同時多発テロやマグレブ（北西アフリカ）系の若者に端を発しフランス全土に広がった暴動を経て、どちらのモデルも移民の統合には機能していないと認識されるようになった。いずれも移民家庭出身の自国民による犯行であった。多文化主義では単に文化的マイノリティを無視、放置してただけであり [三井 (2015) p205; ギデンズ邦訳 (2015) p146]、結果的には社会経済的弱者を再生産する仕組みとなっていたと反省された。一方、後者の統合モデルでも建前としての「平等」理念は移民とその子孫には適用されず、彼らを郊外の荒廃地域に隔離して社会から排除していたと認識されるようになった。

これらの事件を経て、現在西欧諸国は厳格な「同化」政策を採っているとの見方がある [Houtkamp (2015) p77]。「統合」よりも強いニュアンスの「同化」と取るのは、定住を希望する移民には受入国の語学、歴史、価値理念に関する市民コースを受講することを求め、コース終了後に試験 (the Civic Integration Examination) を実施して合格することを市民権付与の条件にしているからである。オランダでは、建前上有料での受講であるが、試験に合格すると無料になるという⁽⁶⁾。

西欧諸国は福祉国家であるからこそ、シティズンシップによって移民を選別しているという見方がある [Lucassen (2005) p99; 遠藤, (2016) pp213-216; 水島 (2012) p190]。社会保障に膨大な予算を投入しているため、受給資格者の数を統制する必要があると見るのである。ギデンズによると、「今日、福祉は権利のみならず市民の側の義務も前提にしている」[ギデンズ邦訳 (2015) p103]。

IV. 西欧におけるテロリズム対策

前述のとおり、西欧では移民統合のために種々の対策を講じている。しかし、十分に機能せず、異文化背景を持つ者を社会の周縁に追いやって、それがテロの要因となっているといわれる。ここではテロの発生状況とテロリストの置かれた生活状況を見ていく。

1. テロの発生状況

テロを定義するのは容易でない。欧州議会 [European Parliament, 以下「EP」とする。(2017a) p18] は、「公衆を過度に脅し、政府や国際組織に何らかの行為をすることあるいはしないことを強要し、国や国際機関の基本的な政治的・憲法的・経済的社会的構造を不安定化あるいは破壊することを意図する行為で、域内の国がテロリズムと定めた行為」と概括している。

近年欧州で発生したテロのうち、死亡者が出た事件に次のものがある⁽⁷⁾。その他にも小規模のものや未遂に終わった事件が多くある。

- 2004年3月 マドリードでの列車爆破、191人死亡
- 2005年7月 ロンドンでの同時爆破（バスと地下鉄）、56人死亡
- 2012年3月 フランスのトゥールーズ周辺での連続射殺、7人死亡
- 2014年5月 ブリュッセルのユダヤ博物館での襲撃、4人死亡
- 2015年1月 パリの風刺週刊誌「シャルリー・エブド」社襲撃、ユダヤ食品店等に立てこもり、17名死亡
- 2015年11月 パリ同時テロ（サッカー場、飲食店、劇場）、130人死亡
- 2016年3月 ブリュッセル同時テロ（国際空港と地下鉄駅）、32人死亡
- 2016年7月 ニースでトラックが人混みに突っ込み、86人死亡
- 2016年12月 ベルリンのクリスマス市場にトラックが突っ込み、12人死亡
- 2017年5月 マンチェスターのコンサート会場で自爆テロ、22人死亡
- 2017年6月 ロンドン橋で歩行者を車で跳ね、近くの店の客を襲撃、6人死亡
- 2017年7月 ハンブルクのスーパーマーケットで客を刃物で襲撃、1人死亡
- 2017年8月 バルセロナ中心部で人混みに車両が突入、14人死亡
翌日には、同国カンブリスで人混みに車両が突入、1人死亡
フィンランドのトゥルク中心部で歩行者を刃物で襲撃、2人死亡
- 2017年10月 マルセイユの駅構内で歩行者を刃物で襲撃、2人死亡
- 2018年3月 フランス・カルカソンヌで自動車を襲撃、1人死亡
同人が同県のスーパーマーケットで銃を乱射、人質を取って立て籠もり、3人死亡
- 2018年12月 ストラスブール中心部のクリスマスマーケット付近で、銃及び刃物で歩行者を襲撃、5人死亡

2. 近年の西欧におけるテロの特徴

欧州が過去に経験してきたテロと比べると、近年の西欧のテロは動機と手口において異なる。様々な場所を標的とし、行為者が海外の紛争地域から帰還した元ジハード（戦士）、欧州育ちの過激主義者、単独者（一匹狼）等多様で、トラック・包丁などの日常物資や爆発物を用いて行い [EP (2017a) p14]、さらに、行為者の勧誘や犯行にソーシャルメディアを活用していることに

特徴がある [EC (2016) pp1-2]。

また、2001年のアル・カーイダによる米国での同時多発テロのような周到な計画性や組織性はない。イスラム教の背景をもつ欧州育ちの若者が短絡的な作戦を方々で展開して、欧州社会がパニックに陥ることを目的としていると見える。背後には「イスラム国」などのネットワーク型のテロ組織がいて、SNSなどを通じて欧州の若者に「テロの原理」の表層を植え付けてジハードとし、一度くらいはシリアなど中東の戦場で訓練を施すが、後は彼らの自主性に任せる [国末・ケベル、2016] とされる。欧州には無職で社会に帰属場所を持ってない若者が多数いて、彼らをテロに勧誘することは難しくないとされている。

モロッコ系移民を対象としたオランダでの調査 (Bovenkerk, 2016) では、移民の中では第二世代の犯罪率が高く、失業、低学歴、低収入が犯罪リスク要因であることを検証した。

すなわち、近年の西欧のテロは、かつての北アイルランドやバスクでの紛争のような社会の多数派の政治・宗教理念に対する反乱という意味合いはない。行為者の大半はイスラム教徒であるが、キリスト教を基盤にもつ社会の転覆を謀るというより、テロは自分達が社会へ包摂されないことへの異議申し立てであると解釈できる。過激化の心情は、フランスの学校でスカーフを着用したモスリム女性達の「社会の多数派の人達と同様に、正義と平等な尊重をもって自分達を扱って欲しい」という主張 [内藤他 (2007) p 62] に通じる。

3. テロリストが経験する社会的排除の要因

欧州委員会 [EC (2016b) p3] は、異文化背景を持つ欧州生まれの者が過激化していく動因として、個人的又は文化的な孤立感、社会には正義がないという感覚、マージナル化⁽⁸⁾や人種差別による屈辱感、教育や雇用の可能性が低いこと、犯罪性、政治的・思想的・宗教的要因、家族の絆の弱体化、個人的なトラウマや他の心理的な問題を挙げている。心理的な問題としては、イスラム教を信奉する家庭とキリスト教を基盤にもつ社会の双方で暮らすことから生ずる文化葛藤や自我同一性の拡散が考えられる。

確かに、差別や排除の理由には人種や宗教の違いへの社会の忌避感もあろうが、筆者はこれらを過度に強調するのは現実的でないと考える。西欧諸国は高度人材を優遇する入国管理政策を採っており、自国の繁栄に貢献できる人材であると認められると、民族的背景に関わらず外国人も帰属先を得られる。この事から推して、第二世代以降の移民が社会から排除される要因として、「その社会にとっての有用性」という基準が最も効いていると思う。社会保障費に膨大な予算が投入される福祉国家にあっては、国にとって応分の経済的寄与をしない者は正統なメンバーと見なされ難い。これが排除の主な理由だと思う。

V. 過激化した若者の社会統合

社会的排除がテロリズムの要因だとすると、社会にはテロリストを再統合する責務がある。ここで、具体的な対策を概観していく。

1. 福祉国家での参加の基準

水島〔水島（2012）pp191-195〕は、現代の「福祉国家」では何らかの形で経済社会に貢献することを社会への参加を認める要件としていると説く。そのため、「労働市場に参加する見込みが低く、言語や文化を共有しないがゆえに社会生活にも参加が困難とされる非西洋圏出身者は、『テスト』をくぐり抜けることができない限り、シティズンシップ付与の候補者にはなりえない」とする。「テスト」とは入国審査での「高度人材」の選別、移入者が受入国の言語や歴史のコース受講後に受ける試験（the Civic Integration Examination）、あるいは、移民家庭出身の自国民にとっては学歴が証明する語学力を核とした学力であろう。西欧諸国は国家と市民との間の責任と権利との緊張関係で成り立つ契約社会であると捉えてよかろうが、1990年代以降の高齢化の進展や構造的な経済不況に伴う福祉受給者の増加を背景とした緊縮財政下において、「社会に貢献できない者」に対する社会的排除は深化している。

水島のいう「参加」の基準は、フランスの社会学者ブルデューが既に1977年の著書で考察した「資本主義のハビトゥス（habitus）」の概念からも読み解ける。「ハビトゥス」とは主体が内面化した態度性向⁹を指し、経済的・社会的構造によって規定される。歴史の中でゆっくりと形成されて、公式の教育や家族による幼年期の教育によって伝達されるとする。そして、「合理性」をエートスとする資本主義経済に適合的なハビトゥスは合理性を旨とし、予測や計算によって明示された目的に方向づけられるような行動性向である〔ブルデュー邦訳（1993）pp14-15, 154-156〕。さらに、学歴や職業的資格は、行動を合理的なものにするために欠くことのできない知的資源を確固たるものにする機能をもち、また、未来を持つ者は未来を支配しようと企図できるとする（前掲書、p128）。ブルデューによると「資本主義のハビトゥス」を内面化していない者は、正統なメンバーとして資本主義社会の参加を阻まれることになる。

概して、移民家庭出身者は親世代から継承する文化の質においても、学歴や職業資格が低い点でも、さらに、現状があまりに不安定なためにより良い未来へ向けて生活を制御できない点においても、資本主義社会に適合的なハビトゥスを内面化しづらい。すなわち、移民家庭出身者の社会参加を阻むのは人種や宗教そのものでなく、それらが不利に働く中で、現在の資本主義社会に適合的な性向を内面化できないことにある。学歴や職業資格は上昇の社会移動を助けるが、選別や排除の道具にもなり得る。社会に帰属場所を得られないために、彼らは生活の糧とアイデンティティを得るために過激化していくのではなかろうか。

2. 欧州連合によるテロ対応の方向性

2015、2016年のパリとブリュッセルでのテロ後、シェンゲン圏内外の国境管理の不備や内務・警察や法務当局の情報共有の失敗が非難された〔遠藤（2016）pp: 81, 86, 87〕。

欧州連合（EC, 2016b）は非を認めた上で、改めて対策の方向性を定めた。その中で、近年のテロでは複数の押し出し（push）と吸引（pull）の要因が複合して生じていると指摘している。テロ組織は移民やその子弟を彼らが抱える脆弱性や不満感につけ込んで勧誘し、ソーシャルメディ

アで繋がってネットワークに参加させ、短時間に極端な過激思想を植え付けるとする。こうしてEU内に国籍を持つ者約4000人がシリアやイラクなどの紛争国へ赴いてテロリスト組織に加わったと、見積っている。

過激主義 (radicalisation) への対応は、緊急の安全保障対策と過激化の根底にある社会的要因の緩和との両面で、EU諸国の連帯の元に多機関連携によって行うことが肝要だとして、次の方針を示した。

- ・過激主義対応に資する研究支援、モニター・ネットワーク構築
- ・オンライン上でのテロリストのプロパガンダとヘイトスピーチへの対策
- ・刑務所内での受刑者の過激化のサイクルの切断
- ・多様な人々の包摂を推進するための教育とEU共通価値の促進
- ・包摂的・開放的・柔軟な社会の構築と問題を抱える若者へのアウトリーチ
- ・情報と諜報を巡る過激主義への安全保障上の対応
- ・EU圏を超えた過激主義を防止に向けた国際協力

うち、4) の教育と価値の共有については勧告書 (EC, 2018) が発出された。趣旨は、ポピュリズム・外国人嫌い (xenophobia)・偏狭なナショナリズム・差別・過激主義などの課題を抱えている今こそ、欧州に共通の価値を再確認して連帯を強化し、質の高い教育・訓練を域内の全てのレベルに提供することで人々の社会移動の向上と包摂を推進し、将来の発展と福利を実現しようということである。同書は、EU共通の価値として「人間の尊厳、自由、民主主義、平等、法の支配、少数者を含めた人間の権利の尊重」を示す。

この欧州の価値について、ギデンズ [ギデンズ邦訳 (2015) p163] は「人権、自由、法の支配というヨーロッパの価値は植民地圏の人々にはほとんど適用されなかった」とし、欧州の傲慢さや価値の二重基準を指摘している。

3. テロリストの脱過激化と社会統合 — 刑務所と保護観察での介入とケアの原則

テロリストは、生きて逮捕される場合には罪に相応する罰が与えられる。罰を科されたテロリストは再犯リスクが高い者を除き、いずれ社会に戻される。そこで、如何に刑務所や保護観察機関でテロリストを脱過激化するかが、治安上重要な課題となる。

EC (Radicalisation Awareness Network, 2017:1) は、欧州評議会が策定したガイドライン (Council of Europe, 2016) に準拠して、刑務所や保護観察機関での介入の原則として次のように記述している。

- ・テロリストの福利と更生を促進することが社会の安全を最も確実にする。
- ・テロ罪が適用される行為の範囲は広いので、全てのテロリストが同じように社会への高リスクとなっている訳でない。
- ・テロリストは更生できるが、脱過激化するには支援を必要とする。
- ・普遍的な人権は、いつでもどのような環境下でも保障されなければならない。

- テロリストの脱過激化を含めた更生と社会統合は、職員と対象者の肯定的な関係性と健全な刑務所環境が前提となる。
- 脱過激化と立ち直り過程を支えるには、刑務所・保護観察所・警察・自治体・市民組織による継続的な多機関連携が必須である。

VI. 元テロリストの社会統合に関するケーススタディ：ベルギーの実践

ベルギーの首都ブリュッセルにはEU本部があり、それが2016年の2度のテロの衝撃を一層大きくした。元テロリストの社会統合についてベルギーの実践をみていく。

1. 地域社会におけるテロリスト対応の機関

ベルギーは三言語圏（フラマン語、フランス語、ドイツ語）を擁し、そこから生ずる軋轢や抗争を解消するため、1993年に言語圏を基礎とした連邦制に移行した。連邦政府は国防・外交・社会保障・司法を所管し、経済政策・教育・文化政策は地域政府に移管した。さらに2015年には更生保護機関（= House of Justice）が連邦政府から地方政府に移管された。同機関は犯罪者に対する社会内処遇、修復的正義、被害者支援、家族間暴力（DV）対応を所管し、いわば地域社会における正義の実現を担う。刑事政策を社会政策や地域福祉に繋ぐ機能を持つ。

この機関が地方政府に移管されたことは、対象者の社会統合という目的に沿って意義が高い。ただし、言語を元に地域社会が構成されているので、対象者の社会統合には文化的同化の圧力が働き易いと思われ、異文化背景をもつ対象者の場合には当人の民族的立場に配慮した統合支援が必要となろう。

2. テロリスト対応での課題

フラマン語圏の更生保護機関の長による国際学会での報告⁽¹⁰⁾や筆者らの視察時での業務説明では、元テロリストの更生のための有効な処遇は確立できていないとのことであった。過激化（radicalisation）や暴力的過激主義（violent extremism）という内実の定かでない新しい現実への対応に苦慮し、西欧の基本的な価値を念頭に、欧州評議会のガイドライン（Council of Europe, 2017）に従って粛々と実務を行っていると言う。元テロリストの更生と社会統合に魔法の方法はなく、個々の対象者は複雑な過程をゆっくりと辿って更生していく。そのため介入や支援の個別化、時間を掛けたアプローチ、多機関連携による包括的な支援が必要となる。

政治家、メディア、公衆はテロへの厳しい対応を求めるが、脱過激化は行動の強制ではなく社会統合によってこそ実現できると考え、そのための「司法ソーシャルワーク」に重きを置いているとのことである⁽¹¹⁾。ただし、実務を補強するものとして、再犯リスクのアセスメントツールの洗練が不可欠と言う。ベルギーの更生保護機関は、2018年9月時点で、オランダが開発した「the VER-2R tool」⁽¹²⁾というアセスメントツールを利用している。

3. 多機関連携と情報の共有

2015年以降の刑法改正によってテロ罪の内包が拡張され、テロ行為の陰謀だけでも罪となった [European Parliament (2017b) pp.65-67]。その結果、諜報機関は更生保護機関が所有する対象者情報の開示を求めるようになり、更生保護機関も諜報機関のデータベースにアクセスする必要が生じ、情報の共有と管理のあり方が新たな課題となったとのことである。

元テロリストの再犯抑止と社会統合はソーシャルワークだけでは賅えないので、国の治安当局や地域の警察・刑務所・医療保健・労働・福祉・教育・文化・スポーツ機関や地域社会との連携で補われている。その場合、社会防衛と更生支援のバランス上、業務目的や組織文化を異にする他組織といかなる連携が最善なのか試行錯誤が続いている。

VII. 多民族社会の平和構築に向けて

社会の周縁に追いやられた異文化背景をもつ社会経済的弱者の中から、ホームグロウンテロリストが生まれている。彼らに対する人権保障の観点から、あるいは多様で開かれた社会の可能性を求めて、異文化背景を持つ者の社会統合の必要性について、多方面の人々が語っている。もともとであるが、現在の西欧の状況はそういうレベルを超えて、有効な手段を講じなければ社会全体が危険に陥る限界域に入っていると筆者には思える。予測のできないテロによって人々の生存を脅かされ、社会全体が運命共同体として、テロのリスクに直面している。

ノルウェーの平和学者・ガルトゥング [ガルトゥング (2005) pp.32, 33] は、平和とはすべての人間にベーシックニーズを保証することであると、ベーシックニーズとして生存、幸福、帰属、自由を挙げている。本稿の文脈では、紛争の当事者は欧州生まれのテロリストと西欧社会である。移民やその子孫を正統なメンバーとして社会に統合することは、結局、社会の平和や人々の生存という究極のニーズを満たすことになる。ただし、統合とは単純な同化政策ではないはずである。移民の社会統合とは彼らを社会の正統な一員にすることであろう。そのためにしばらくは社会保障費や教育費の負担が重い、治安面も考慮すると、長期的に社会に安定と繁栄をもたらす⁽¹³⁾。

移民やその子弟は社会経済的状况において不遇である。移民の子弟のうちテロリストになる者はごく一部であるが、移民全体のニーズを満たすことがテロ発生のリスクを減らすことになる。移民家庭出身者に生存と帰属を確保するには、貧困や失業の世代間連鎖を断ち切ることが必要であり、学校教育と職業訓練が統合の鍵となる。特に早期からの公的な就学支援が必要である。学力や資格を基礎に安定した職に就き、職を通じて社会に帰属し、尊厳をもって安寧な生活を営むことができる。そのために、今まで社会の発展から置き去りにされていた移民家庭出身者に対しては、政府や社会の包括的な特別支援が求められる。生活の安定を得ることで、彼らは自らの潜在的な可能性を開発・発展させ、将来への希望をもつことができる。こうして、精神と生活の自由が確保でき、自分らしい人生の実現に繋がっていく⁽¹⁴⁾。

入国管理政策の緩和によって、近々日本で定住する外国人が一層増えていく。既に事実上多民

族国家に近づきつつあって、今後、異文化背景をもつ人々との共生が日本社会の重要な課題となろう。異文化背景をもつ人々との共生について、日本が西欧の経験から学べることは多い⁽¹⁵⁾。

注

- (1) これを、ギデンズ（邦訳ギデンズ, 2015: 139）は「第二世代の反乱」と表現している。
- (2) Council of the European Union, *Fight against poverty and social exclusion – Definition of appropriate objectives*, 2000
- (3) EC, News 13/07/2018, Employment and Social Development in Europe: 2018 review confirms positive trends but highlights the increasing need for skills and inclusion
- (4) 出所：駐日欧州代表部公式webマガジン、<http://eumag.jp/issues/c0617/>, 2018.8.2 閲覧
- (5) 参照：遠藤, 2016: 87; 邦訳ギデンズ, 2015: 146; 労働政策研究・研修機構, 概要版2015: <http://www.jil.go.jp/institute/siryu/2015/153.html> 2018.8.7 閲覧
- (6) 2018年3月5日、筆者がオランダの移民支援NGO（Vluchterlingen Zuidwest Ntherlands, Rotterdam）を訪問して、職員から聴取した。
- (7) 出所：公安調査庁, 世界のテロ等発生状況 <http://www.moj.go.jp/psia/terrorism/index.html> 2018.7.30 閲覧
- (8) 2005年のパリ郊外の暴動は、移民系住民が集住するクリシー・ス・ボワで始まった。また、2015年11月のパリ同時多発テロや2016年のブリュッセルの連続テロの首謀者はブリュッセルのモレンバーク地区の出身者であった。同地域はオイルショック後にスラム化が進み、軽犯罪多発地区になったという（松尾, 2016）。
- (9) 宮島喬は、ハビトゥスを「知覚、思考、行為のシェーマ」と解説している（邦訳ブルデュー, 2016:284）
- (10) 第3回世界保護観察会議（Tokyo, 13 Sep. 2017）でのフランデレン地域の更生保護組織の長である Dominicus, Hans 氏の報告 “Facing the Challenges in Response to the Terror Attacks in Belgium: The Role of the Probation Service, including Judicial Victim Support”。
- (11) House of Justice のソーシャルワーク志向は、Bauwens, 2011; 2017でも論じられている。
- (12) 2018年9月1日のフラマン語圏の更生保護機関からのメールにより、知った。このアセスメントツールに関する情報は、<https://www.vera-2r.nl/>（2019年3月4日閲覧）から入手できる。
- (13) 労働政策研究・研修機構（2015）によると、長期的な視点での外国人労働者の財政への貢献は一律でない。しかし、治安の悪化によるコストを加えるとマイナスではないと思える。
- (14) 「ジョリヴェ, 2003: 258, 264」には、フランスの移民の立場から社会への同化の方策が提唱されている。
- (15) 本稿125頁以下のテロリズム対策に関する論述は、筆者の論文（小長井, 2018b）に依るものであり、それに加筆・修正をした。

参考文献

- Aertsen, Ivo (2018) “Dealing with Social Injustice: How Strong is the Democratic Potential of RJ? - Part I”, Presentation file at European Forum for Restorative Justice 10th Conference, Tirana.
- Bauwens, A (2011) Organisational Change, Increasing Managerialism and Social Work Values in the Belgian Houses of

- Justice, *European Journal of Probation* 3(3): pp15-30.
- Bauwens, A. & Roose, R. (2017) What is social about criminal justice social work in Belgium?, *European Journal of Social Work* 20(5): pp640-650.
- Bovenkerk, Frank & Fokkema, Tineke (2016) Crime among young Moroccan men in the Netherlands: Does their regional origin matter?, *European journal of Criminology* 13(3): pp352-372.
- Bourdieu, Pierre et Passeron, Jean-Claude (1970) *La Reproduction: Éléments d'une théorie du système d'enseignement*, Les Editions De Minuit. (宮島喬訳 (2016)『再生産 (教育・社会・文化)』初版第13刷, 藤原書店。)
- Bourdieu, Pierre (1970) *Algerie60*, Les Editions De Minuit (原山哲訳 (1993)『資本主義のハビトゥス アルジェリアの矛盾』藤原書店。)
- Council of Europe (2016) *Guidelines for prisons and probation services regarding radicalization and violent extremism*.
- Dominicus, Hans (2017) *Facing the Challenges in Response to the Terror Attacks in Belgium: The Role of the Probation Service, including Judicial Victim Support*, Presentation at the 3rd World Congress on Probation, Tokyo, 13 Sep. 2017.
- European Commission (2018) Council Recommendation on promoting common values, inclusive education and the European dimension of teaching, COM (2018) 23 final.
- European Commission (2016a) Commission Action Plan on the Integration of The Thirds-Country Nationals, COM (2016) 377 final.
- European Commission (2016b) Commission Communication on supporting the prevention of radicalisation leading to violent extremism, COM (2016) 379 final.
- European Commission (2014) *THE EUROPEAN UNION EXPLAINED, the Education, training, youth and sport*.
- European Commission (2013) Using EU Indicators of Immigrant Integration Final Report for Director-General for Home Affairs.
- European Communication on supporting the prevention of radicalisation leading to violent extremism, COM (2016) 379 final.
- European Commission (2010) EUROPE 2020 A strategy for smart, sustainable and inclusive growth, COM (2010) 2020.
- European Parliament (2017a) *The European Policies on Counter-Terrorism Relevance: Coherence and Effectiveness*.
- European Parliament (2017b) *EU and Member State's policies and laws on persons suspected of terrorism related crimes*.
- European Parliament (2017c) *How can the EU and Member States better help the victims of terrorism?*
- European Union (2012) BELGIUM AND THE EUROPEAN SOCIAL FUND, *esf_country_profile_belgium_en.pdf*. (2018年8月4日)
- European Union, 2015, THE ESF IN BELGIUM, <http://ec.europa.eu/esf/main.jsp?catId=371> (2018年8月1日)
- Eurostat publication, *First and second-generation immigrants – a statistical overview*, http://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php?title=First_and_second_generation_of_immigrants_-_a_statistical_overview (2018年7月20日).
- 遠藤乾 (2016)『欧州複合危機』, 中央公論新社。
- ガルトウング, ヨハン, 京都YMCAほーほのほの会訳 (2005)『平和を創る発想術 紛争から和解へ』, 岩波書店。

- Gavrielides, Teo (2017) *The Terrorist within & Restorative Justice Conflict in Europe: Meeting the challenge*, IIRP Conference, Dublin, Ireland, 9-10 May 2017.
- Giddens, Anthony (2015) *TURBULENT AND MIGHTY CONTINENT What Future for Europe?* Revised and Updated edition, Polity Press. (協阪紀行訳 (2015)『揺れる大欧州 未来への変革の時』, 岩波書店。)
- Houtkamp, Christopher (2015) Beyond Assimilation and Integration: The Shift to 'National' and 'Transnational' Inclusion, *European and Regional Studies* 8: pp73-87.
- 小長井賀典 (2018a) 被害者の包摂と回復、並びに加害者の再統合, *被害者学研究* No.28, pp145-157。
- 小長井賀典 (2018b) 多民族国家における平和の構築——過激化する若者を抱える西欧の苦悩と対策, *犯罪社会学研究* No.43, pp144-155。
- 国末憲人, 2016, 欧州ホームグロウンテロの背景 現代イスラム政治研究者ジル・ケベルに聞く, https://www.newsweek-japan.jp/stories/world/2016/06/post-5323_1.php (2018年7月15日)
- Lucassen, Leo (2005) *The immigration Threat -The Integration of Old and New Migrants in Western Europe since 1850*, University of Illinois Press.
- 水島治郎 (2012)『反転する福祉国家 オランダモデルの光と影』, 岩波書店。
- 松尾秀哉 (2016) ヨーロッパの華やかな小国・ベルギーがなぜ「テロの温床」になったか, <http://gendai.ismedia.jp/articles/-/48352?page=5> (2018年6月23日)
- 三井美奈 (2015)『イスラム化するヨーロッパ』, 新潮社。
- 宮島喬 (2017)『現代ヨーロッパと移民問題の原点』明石書店。
- 宮島喬他 (2018)『ヨーロッパ・デモクラシー 危機と転換』岩波書店。
- 内藤正典, 阪口正二郎他 (2007)『神の法 vs. 人の法』, 日本評論社。
- OECD (2015) Summary in English, Indicators of Immigrant Integration 2015 - Settle in, https://read.oecd-ilibrary.org/social-issues-migration-health/indicators-of-immigrant-integration-2015/summary/english_6673aaf3-en#page1 (2018年7月1日)。
- Radicalisation Awareness Network (2017) Preventing Radicalisation to Terrorism and Violent Extremism: Prison and Probation Interventions, European Commission.
- Todd, Emmanuel, 2015, *QUI EST CHARLIE? Sociologie d'une crise religieuse*, Seuil. (堀茂樹訳 (2016)『シャルリとは誰か? 人種差別と没落する西欧』, 文芸春秋。)
- Vertovec, Steven (2009) *Transnationalism*, Routledge (水上徹男他訳 (2014)『トランスナショナリズム』, 日本評論社。)
- United Nations Office of Counter-Terrorism (2016) *Plan of Action to Prevent Violent Extremism*, <https://www.un.org/counterterrorism/ctitf/en/plan-action-prevent-violent-extremism>, 2018年7月31日)
- 労働政策研究・研修機構 (2015)『諸外国における外国人受け入れ制度の概要と影響をめぐる各種議論に関する調査』, 資料シリーズ No.153。
- 労働政策研究・研修機構 (2008)『最近の欧州移民政策の変化と潮流諸』, 外国人労働者フォーカス: 2008年4月。